

令和5年第2回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年1月27日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第2号 令和5年度教育関係当初予算案に関する意見について
- (2) 議案第3号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
その他

5 視察

- (1) 関町北小学校

開 会 午前 9時30分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

櫻井和之

枝村 聡

杉山 賢司

柴宮 深

唐澤 貞信

風間 浩也

小野 弥生

山崎 直子

小暮 文夫

山根 由美子

佐藤 重康

清水 輝一

吉川 圭一

石原 清年

橋本 健太

教育長

ただいまから、令和5年第2回教育委員会定例会を開催させていただく。
本日は傍聴の方が3名お見えになっておられる。
なお、教育振興部長は欠席させていただいているので、よろしく願います。

教育総務課長

本日、教育指導課長も欠席させていただいている。

教育長

よろしく願います。
なお、本日は、関町北小学校の視察を予定しているので、よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案2件、請願・陳情2件、協議2件、視察1件である。

(1) 議案第2号 令和5年度教育関係当初予算案に関する意見について

教育長

初めに、議案である。
議案第2号 令和5年度教育関係当初予算案に関する意見について。
それでは、この議案についての説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

本件については、24日の火曜日に、予算のあらましがマスコミ等に発表されている。この予算案については、再来週の月曜日、2月6日に議会に上程される予定となっている。この資料1-1の冒頭に書いてあるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、区の予算の中で教育に関する部分、そのほか特に教育に関する事務について議会の議決を得ることについては、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないものとされており、それに基づいて議案として上程させていただいている。

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば願います。

仲山委員

よろしいか。

教育長

どうぞ、仲山委員。

仲山委員

まず、資料1 - 1の7ページの学校教育支援センター費の5不登校対策経費について、前年度よりも78.6%増えている。この増えた理由としては、資料1 - 3の15ページに書かれている、(仮称)子ども相談アプリの導入、スクールソーシャルワーカー(SSWr)の増員といったところに係る費用が増えたと考えてよろしいか。あるいは、それ以外にも何か増えた理由があれば、教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

委員がおっしゃるように、(仮称)子ども相談アプリの導入とスクールソーシャルワーカー(SSWr)の増員が、主な経費増の理由である。特にスクールソーシャルワーカーについては4名増員する予定で、人件費が非常に高い割合で増えた状態である。

仲山委員

ありがとう。
もう1点、関連でよろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

資料1 - 2の(6)不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実について、金額が載っているが、この金額というのは、先ほどの資料1 - 1の5不登校対策経費の金額より少ない。この表はどういうふうに見たらよろしいのか。

学校教育支援センター所長

不登校対策経費の中には、適応指導教室の運営経費とか、それから、不登校の対策に係る事業費等々が入っている。今年度、適応指導教室等の委託経費などの増加や、既存事業の経費の増加といったものも含めて資料1 - 1のほうで書いている。

新規事業としては、報道発表のあった(仮称)子ども相談アプリの導入、スクールソーシャルワーカー(SSWr)の増員、この2点が大きな増の理由である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

先ほどご説明いただいて、特に資料1 - 3の記者発表資料をご説明いただいて、全体としてきめ細かく、すごくよくやっていたという印象を持った。本当にありがたく思う。

それで、少しこの件と外れるが、最近、LINEで区の情報を取得できるということを知って、私も申し込みをした。今、毎日のように区からLINEでいろいろな分野の情報を手に入れることができ、様々にやっていたというのと、そんな感じがしているところである。

これからお尋ねするのはすごく細かいお話になるが、先ほど話題に上がったスクールソーシャルワーカーの件についてである。私もこの増員はすごく大切なと思っているが、例えば、不登校の子供が出たときに、初期対応というのがすごく大事かと思うけれども、こういうスクールソーシャルワーカーの方の働きというのは、具体的にどういう子供を対象にしていくのか、それから、働き方を少し教えていただきたい。

長くて申し訳ない。もう一つ、例えば小学校と中学校に学校予算が配当されると思うけれども、それは、資料1 - 1のどの項目に当たるのかを教えていただきたいと思う。

学校教育支援センター所長

まず、スクールソーシャルワーカーの関わり方、働き方についてであるが、スクールソーシャルワーカーは、不登校が始まる前の未然防止の段階から、関わりを持たせていただいている。例えば、学校が行っている特別支援関係の校内委員会とか、そういったところへも参加し、登校をしぶり始めたお子さんなどの情報共有の部分から関わらせていただいている学校もある。また、関わる対象についてだが、スクールソーシャルワーカーの関わりが必要と学校のほうで判断されたときに申請をいただいて、関わるようにしている。

今年度、500件を超える児童・生徒の支援をしていて、アウトリーチをはじめ、家庭訪問、それから学校の中での支援も含めて、様々な活動しているところである。

教育長

私からもただいまの件について伺うが、まず1点目、よく言われるのが、不登校は、児童虐待などの場合、1日休んでも危ないと言われている。そういうことがあるので、まず、不登校のような状態とか欠席とかになったときに、例えばどのくらいまでが学校でやるのか、それから、どのくらいになったらスクールソーシャルワーカーが関わってくるのか。例えば、学校の要請がなかったらどうするのか、そういうのを、いわゆる欠席日数等を踏まえてお答えいただきたい。

学校教育支援センター所長

学校を1日でも休んだ場合、気にかけていただきつつ、実際3日以上お休みになったときには、学校のほうが対応に入っている。加えて、何日以上になったらスクールソーシャルワーカーが関わるということではなく、たとえ1日でも3日でも、スク

ールソーシャルワーカーの関わりが必要だと学校のほうが判断されたときに、必ず入るようにしている。

また、学校の依頼がなかったときにどうするのかということであるが、例えば、ご家庭とのやり取りを学校が上手にできていて、うまく支援が入っているようなときには、スクールソーシャルワーカーがあえて関わるというようなことはしていない。ご家庭との関係も含め、第三者が入ったほうがいい、または福祉的な支援が必要だといったときには、特にスクールソーシャルワーカーが関わるようにしている。

岡田委員

今のお話で、多様な関わり方ができるというようなお話があったけれども、子供によってはご家庭の状況で、スクールソーシャルワーカーの方と保護者の方が家庭訪問をしてもお会いできないといった場合もあるだろうし、それから、心理的な面で不登校になったのか、非行の面から不登校になったのか、様々な子供の状況もあるかと思うけれども、そこら辺の判断が非常に難しいかと思う。ぜひスクールソーシャルワーカーの方が、いろいろな区の機関の方と連携を取って活動していただければありがたいと思った。そういうのも視野に入れてやっていただけるということで、この増員というのはすごくありがたいなと考えている。

教育振興部副参事

今、委員もお話ししていただいたとおり、スクールソーシャルワーカーというのは不登校対策の中で大切な要素になっている。ただ、スクールソーシャルワーカーが入ったから全て解決する、改善するということではなく、一つの手段として学校は持っているということである。今お話にあったとおり、様々な不登校の要因、不登校のタイプ、それぞれの家庭の状況がある。その中で、学校としては組織的に対応するために校内委員会を開き、スクールソーシャルワーカーだけでなく、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、養護教諭、様々な角度からその子の事象を検証し、ふさわしい関係機関へのつなぎ方、支援の仕方というのを検討し、その上で、必要に応じて地域の方の力、民生委員、児童委員等のお力をお借りしながら、総合的に支援をしているという状況である。

引き続き、その子に合った支援方法を学校とも連携しながら進めていきたいと考えている。

教育長

坂口委員。

坂口委員

予算とあまり関係ないが、地域の方ということで、私の見聞きしている体験では、こども食堂に、不登校というか学校生活に少し問題を抱えている子供と保護者も来ることがある。そうすると、そこにスクールソーシャルワーカーの方が見えて、子供や保護者とも話ができたという体験があった。それから、養護の先生もいらして、そ

ここに主任児童委員や民生委員も関わるといったとてもいいケースを見聞きした。ソーシャルワーカーの人たちの熱意も非常に伝わるし、そういう方とつながっていくのは非常に大事だと思う。

教育長

よろしいか。
では、学務課長。

学務課長

岡田委員からの2点目のご質問、小学校、中学校への予算の配当について、各小学校、中学校に対しては、それぞれ学校で使う消耗品や、図書の購入費、備品の購入費、役務費等々を配当しているところである。例えば、小学校については、資料1-1の7ページにある小学校費の1学校管理費の2学校管理運営費といったところで各学校に配当している。

配当の方法というか、考え方であるが、やはり学校によって、規模とか学級数、児童数等々が違うので、そうした児童・生徒の人数等々も勘案しながら、また、学校によっては周年行事を行う学校もあるので、そうしたところについては若干加味して、予算を配当している状況である。中学校においても同様の考え方である。

教育長

少し補足させていただく。

資料1-1の7ページであるが、まず、学校の光熱水費は全額、学務課が支出しており、学校で支払いの業務は担っていない。それから、大規模な改修・改築等についても、これは学校施設課がやっているの、学校の配当予算ではない。全額、区の教育委員会事務局の課がやっている。それから、もう1点、学校の備品であっても、ピアノとか和太鼓とか、例えば暗幕、特に体育館の暗幕といった備品の中でも金額の張るものについては一括購入をしているので、これは学校が買う必要はない。計画的に、いわゆる耐用年数を踏まえて購入をしている。

したがって、学校に配当している予算というのは、学校運営の日々の活動に必要な経費、それが消耗品費であったり、備品購入費、図書購入費であったり、内容によっては小破修繕の工事費、小破修繕であるから非常に金額的には少ないが、そういう経費、それから、学校保健とかの経費が一部配当されている。

したがって、この7ページでいうと、ただいま学務課長が言った1学校管理費の中の2学校管理運営費、ここに消耗品と各保守点検等の経費が計上されている。2学校管理運営費の中には、小破修繕の経費が計上されているというようなことである。

私は数十年前に担当したので、今の認識が違うのであれば学務課長に修正していただきたいが、小さい学校であっても600万円ぐらいはあったものと承知しているし、大きい学校なら、例えば中学校の大きい学校なら、2,000万円近くの配当がされていたと思う。ただ、その中で全部学校運営を賄えというのではなくて、先ほど申し上げたように、光熱費は全額区がやっているし、大規模改修、それから高額備

品等について、それからまた学校の机、椅子、これもクラスごとに変えたりしている
ので、それも学務課でやっているため、基本的には学校運営の日々の活動に必要な経
費だにご理解いただければと思う。

ただいまの認識が間違っているようなら、訂正していただきたい。

学務課長

大筋はそのとおりである。ちなみに、令和4年度の小学校費で申し上げますと、1校
平均約840万円が一般需用費、あとは図書購入費とか役務費、小さい額の備品購入
費、そういった額の予算を、1校当たりの平均ではあるが、配当しているという状況
である。

岡田委員

よろしいか。

教育長

どうぞ。

岡田委員

今、教育長に教えていただいて、よく理解できた。私の質問させていただいた趣旨
というのが、学校の配当予算で光熱費などまで支払うのかという、そのことが非常に
気になっていて、今、電気代だとか、そういうのを支払うとなると、学校で本来買わ
なければいけない図書や教具、備品などに影響が出ないかどうかがとても心配だっ
たので、質問をさせていただいた。

それから、小学校費は1校当たり大体840万円ということだが、これというのは、
物価の変動もいろいろあるかと思うけれども、予算としては上がってきたのか、それ
とも減額してきているのか。全体的な傾向だけで結構なので教えていただきたい。

学務課長

今年度の予算額についてであるが、令和3年度に比べると、若干、約60万円程度
削減している。ただ、一方で、令和4年度の予算の積算に当たっては、各学校の執行
率等を確認しながら予算を計上している。来年度についても、今年度の執行状況を見
て予算要求をさせていただいているので、学校のほうに何か無理を言って、削減して
いただくというような状況ではないということをご理解いただければと思っている。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

資料1 - 3の15ページの図の見方について、一番下の医療的ケア児の支援イメ

ージで、家庭と当事者家族の違いが分からなかった。当事者家族が家庭ではないのかと思ったので、その資料の説明をお願いしたい。

学務課長

図の見方というところで、分かりづらくて申し訳なかった。この部分については、(5) 医療的ケア児等への相談支援体制の充実というところに記載させていただいている。こちらは、福祉部が来年度に取り組む事業を書かせていただいているところではあるが、医療的ケア児がいらっしゃるご家庭の保護者の方のお声の中に、同じ経験をされている方と相談やお話をしたいといった要望があるというところで、来年度、福祉部がそういった会を設けるところである。従って、この灰色の「家庭」というのが当事者、いわゆる学校等に行っている医療的ケア児がいる家庭で、その方々が、そうした経験のある家族の方と相談ができる。その経験を踏まえて、ピンクのところにある、経験をされた家族の方がその方に助言をすると、そういった新たな会を設けるというところをイメージとして記載させていただいたところである。

中田委員

ありがとう。
続きでよいか。

教育長

どうぞ。

中田委員

この実践的な技術研修とは、保育士が医療的ケアができる研修ということか。また、どのような研修なのか。

保育課長

法律が変わって、一部の医療的行為については、看護師でなくても、研修を受講することによって保育士もできるとなっている。医療的ケア児がいるところには看護師を配置しているが、例えばその方がコロナでお休みになるとか、必ずいるというわけではないので、もしもそういった事態が起きたときに保育士が緊急的に対応できるような体制を整えることが、保護者の方の安心につながるだろうという思いで、このような研修をやっている。

具体的な内容であるが、小児医療ケアモデルという人形があって、その人形を使って実際に導尿をやってみたり、ちょうど性器の部分が男性器、女性器、変えられるようになっていて、どちらも対応できるとか、経管栄養を実際やってみたり、そういうものを今3体、区で持っていて、それを使って実際の現場の保育士の方が研修を行っているといった内容である。

中田委員

その医療的行為はしてもよいのだろうか。

保育課長

できるようになっている。たんの吸引、経管栄養、導尿があるが、このうちの喀たん吸引の部分だったかと思うが、それができる。ただ、先ほど申し上げた人形については、今区で行っている医療行為が経験できるようになっている。

中田委員

分かった。

教育長

では、坂口委員。

坂口委員

今のことで、私もターミナルケアを家族で見たときに、やはり同じような訓練を受けたが、体験したためできるということは申し上げておきたい。

別の質問で、同じ15ページの一番右側にある「一人ひとりに応じた支援」でホームヘルプ事業、レスパイト事業とあるが、この言葉について、少しご説明いただきたい。

子ども家庭支援センター所長

レスパイト事業は、例えば保護者の方々が養育に行き詰まってしまって、少しリフレッシュしたいというときに、子どもショートステイ事業とか、そういった一時的にお子さんを預かるサービスがある。そういったものをレスパイト事業という形で書かせていただいているところである。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

資料1 - 1の2ページの2教育費補助金の8インクルーシブ教育システム推進事業費というのが増えている。これはどういうところにどういったことを考えてなのか。

学務課長

現在、私どもが行っている医療的ケア児に対する支援の方針、方策が、こうした国

の補助の対象となっている。来年度については、資料1 - 3に記載しているとおり、宿泊を伴う学校行事の参加のときに、看護師等々について配置をするという想定でいるところである。こうした事業に対して国の補助が使えるので、このところを増額していくという状況である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

では、よろしいか。
それでは、まとめたいと思う。
本議案については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 議案第3号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

それでは、議案第3号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について、先ほど私からご説明したとおり、これも地教行法第29条に基づいて、区長から意見を求められている。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

本件については、これも2月6日の第1回定例区議会に提出される議案となるものである。

まず、職員の定数というのは条例で定めなければならないと法律によって決まっているため、その定数以上にはなれない。ただ一方で、病気等によってお休みになっている方については、定数と別の扱いになるので、実際の人数とこの条例の定数とは少し違うことがあり得る。今回議案となっている教育委員会の2つのジャンルについては、削減となっていたところである。

何かご質問、ご意見等があったらお願いします。

仲山委員。

仲山委員

3ページの教育委員会所管学校の部分であるが、これは、増になった業務と減になった業務というものがあるのか。

教育総務課長

両方発生するから非常にややこしいのだが、例えば調理に関していうと、児童・生徒数が増減すると調理師が増える。そういったものが、この2年間の中では、業務増等の12になっている。業務減というのは、調理職、また用務職については教育委員会以外の部局にもその職があって、特に用務などがあるが、そちらのほうへ異動すると、教育委員会の中では業務減と表記がされる。これは人事異動に伴うものになる。

仲山委員

では、サービスを受ける側がサービスを受けられなくなってしまうというわけではないということよろしいか。

教育総務課長

そのようなことはない。

教育長

岡田委員。

岡田委員

基本的なことを少し教えていただきたいのだが、これは定数条例ということなので、この職種の人は定数がこのくらいというふうに決まっている。この増減というのは、その定数を減らすということで、従って、委託で見ると、37名定数が減るという理解でよろしいか。つまり、1校当たり用務の方が2人から1人に減るとか、そういう感じに影響が出てくるのか教えていただきたい。

教育総務課長

今、用務の話が出たが、用務の委託をする場合は、その学校の中の用務の仕事の一部を委託するのではなく、全部委託してしまうので、2人の定数だったら、1校、その学校を委託するとマイナス2になる。給食だと、学校の規模で多少違うが、大体平均で5人ぐらいの換算になるが、その学校の調理室を委託するとマイナス5になるので、その中の部分的に委託するという形ではやっていない。従って、学校運営上の支障が発生することはない。

教育長

いろいろな民間委託等が進んで、職そのものが少しずつ減ってきている。制度上は

分限というやり方もあるが、それをすると、無計画に採用してきた自治体の責任も問われるわけである。委託をするに当たって、例えば、手法として退職する人に見合っ
て委託を進めるだとか、他の部署に異動してもらって活躍をしていただくといった
やり方を取っている。そういうことをやった結果、こういう差引きの状態になってい
る。

先ほど教育総務課長が申し上げたとおり、学校の給食とか用務とかを委託する際
には一部ではなく、全部を委託に変えるので、職員と委託業者がコンビを組むとい
うことは、基本的にはない。保育園の委託についても同様である。

ほかはないか。

それでは、まとめたいと思う。

議案第3号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、承認とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

教育長

次に、請願・陳情案件である。

継続審議中の請願・陳情案件については、事務局より大きな状況の変化はないと聞
いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議
を行いたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日予定している教育長報告の案件はない。

委員の皆様方からほかはないか。

それでは、ここで一旦休憩として、休憩後に関町北小学校の視察に行きたいと思う。

なお、本日の定例会は、この視察の終了をもって閉会とさせていただきます。